和泉市惣ヶ池こどもグラウンド利用細則

(目的)

第1条 この細則は、和泉市惣ヶ池こどもグラウンド管理運営委員会(以下「運営委員会」という。)が、和泉市教育委員会が定めた和泉市惣ヶ池こどもグラウンド管理運営規程(以下「規定」という。)に基づき、和泉市惣ヶ池こどもグラウンド(以下「グラウンド」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間及び利用区分)

第2条 グラウンドの利用時間及び利用区分は、次のとおりとする。

利用時間	午前9時から午後8時30分(消灯午後8時30分)
利用区分	①午前9時から午前12時まで ②午前12時から午後3時まで ③午後3時から午後6時まで ④午後6時から午後8時30分まで

(利用料)

第3条 グラウンド及び照明設備の利用料は、次のとおりとする。

ゲニムンド	利用区分① ② ③は、1,500円
グラウンド	利用区分④は、1,250円
照明設備	30分800円

(利用種目及び利用条件)

- 第4条 グラウンドを利用できる種目は、グラウンドの規模がリトルリーグの規格であることから次のとおりとし、第1号から第4号に掲げる種目についての利用者は、小学生以下を対象とする。ただし、第1号については、中学1年生の年の8月までの者は、この限りでない。
 - (1) 硬式野球
 - (2) 軟式野球
 - (3) ソフトボール
 - (4) キックベースボール
- (5) その他、委員会がグラウンドを利用できる種目と認めたスポーツ及びレクリエーション

(グラウンドの受付方法)

- 第5条 グラウンドの受付方法は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 和泉市スポーツ施設情報システムを使用し、受付するものとする。
 - (2) 土曜日、日曜日、祝日の抽選申込回数は、1 ヶ月につき 4 回を限度とし、前々月の 1 ~8日の期間に抽選申込みをするものとする。
 - (3) 平日の受付については、前々月の1~8日の期間に抽選申込みをするものとする。
 - (4) 抽選申込みの日時が重複するときは、抽選により利用者を決定するものとする。

(5) 空区分(抽選後において、利用申込みが可能な区分をいう。) については、規定第6条 第1項に基づき、随時、申請することができるものとする。

(運営委員会への連絡)

- 第6条 運営委員会への連絡は、電話又はファックス、電子メールにて行うものとする。
- 2 電話で連絡をする場合は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時までとし、土曜日・日曜日・祝祭日・夏期休暇(8月13日から15日)、年末年始(12月29日から翌年1月3日)は、連絡できないものとする。ただし、緊急を要する場合を除く。
- 3 運営委員会への連絡は、事前に登録している代表者及び責任者が行うものとする。

(利用者の義務)

- 第7条 利用者は、運営委員会の指示に従ってグラウンドを適正に使用しなければならない。
- 2 利用者は、利用に際し、安全管理に十分配慮しなければならない。
- 3 利用者は、グラウンド及び附帯設備等について、利用後において利用前の状態に復さな ければならない。
- 4 利用者は、グラウンド及び附帯設備等を傷つけ、又は、壊したときは、直ちに運営委員会に届出てその指示に従わなければならない。

(傷害事故の責任)

第8条 グラウンド内での傷害事故については、施設管理の瑕疵を除き、利用者の責任において処理しなければならない。

(利用時間の定義)

第9条 利用時間とは、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に復するに要する時間を含むものとする。

(その他利用上の注意事項等)

- 第10条 その他利用上の注意事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条第5号その他、委員会がグラウンドを利用できる種目と認めたスポーツには、 サッカー(小学生以下)の練習、フットサル(小学生以下)の練習を含むものとする。 ただし、ゴールポストは利用者で用意すること。
 - (2) どの利用者においてもグラウンド退出前には、次の利用者のために必ずトンボ掛け等 行い、グラウンド面を整備しなければならない。
 - (3) 利用時間を遵守すること。
 - (4) グラウンドを利用する前及び整備前には、必ず散水を行うこと。
 - (5) 近隣住民に迷惑となる過度の応援は禁止する。
 - (6) ごみは、必ず持ち帰ること。
 - (7) グラウンドでの活動は、終了の10分前に終わり、整理・整頓を済ませ、終了時刻に は全員グラウンドより退出すること。
 - (8) 運営委員会の指示に従ってグラウンドを適正に使用しなければならない。
 - (9) 利用中において安全管理には十分配慮しなければならない。
 - (10) グラウンド及び附帯設備等について、利用後において利用前の状態に復さなければならない。
 - (11) 中学生以上のバッティング練習は禁止する。ただし、硬式野球のみ中学1年生となっ

た年の8月までの者は、この限りでない。

- (12) 喫煙は、運営委員会が指定した場所以外はすべて禁煙とし、吸殻等必ず持ち帰ること を条件とする。
- (13) 雨天の際の利用は、運営委員会の許可を必要とする。なお、利用後は入念なグラウンド整備をすること。
- (14) 利用者は、この細則を遵守し、運営委員会の指示に従ってグラウンドを適正に使用しなければならない。
- (15) 鍵の開錠及び施錠は、利用者が責任を持って行うこと。
- (16) 橋梁下のブルペンでのバッティング練習は禁止とする。素振りのみは可能。

附則

この細則は、平成22年10月8日から施行する。 附 則

この細則は、平成23年9月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成24年11月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成26年9月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。